

平成30年

第1回市議会定例会 議案第38号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（
平成25年函館市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「介護老人保健施設」の後ろに「，介護医療院」を
加え，同条第12項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1
号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士または調理員，事務員その他の従業者

第17条第4項中「次項において」を「以下」に改め，同条に次の1
項を加える。

6 養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる
措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1
回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の従業
者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研
修を定期的を実施すること。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の創設に関連した職員の配置の基準に関する規定の整備をし、および身体的拘束等の適正化を図るための措置に係る運営の基準に関する規定を整備するため